

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 8 月まで  
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。当時、父が自治会の役員をしており、国民年金制度が発足する際、父に勧められて加入した。保険料を父に渡し、父から受け取った国民年金手帳に納付済みの印が押してあったことを記憶している。手帳は処分してしまい現存しないが、間違いなく納付していたので、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みであり、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に行われているなど、申立人の年金への関心は高かったものと認められる。

また、当時、申立人は、両親、兄夫婦及び弟と同居しており、申立人、兄夫婦及び弟の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている（両親は、ほぼ同時期に手続したと思われるが、申立人よりも 100 番程度大きい番号が払い出されている。）が、申立人を除き、申立期間は国民年金保険料が納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から7年3月まで

A市役所から納付案内書が届いたことから、実家の母に資金を工面してもらって、全額納付したはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは、申立人が結婚に伴いA市に転入した平成7年7月ごろで、5年3月にさかのぼって国民年金の資格を取得している。

申立人によれば、平成8年3月ごろ、A市役所から国民年金保険料の納付の案内が来たため、A市役所の2階で20万円程度納付したとしている。

しかし、市役所が収納できるのは現年度保険料のみで、A市役所に確認したところ、過年度の保険料を収納したことは無いとしており、申立期間は過年度保険料に相当するほか、社会保険庁のオンライン記録では、平成8年3月に現年度保険料となる7年4月分から同年6月分までの保険料の納付の記録が残されている。

また、申立期間の保険料は約30万円と申立ての金額20万円と大きく相違が認められるほか、平成8年3月の時点で申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 40 年 12 月 1 日から 42 年 11 月 30 日まで  
②昭和 43 年 4 月 1 日から同年 4 月 19 日まで  
③昭和 43 年 9 月 6 日から 44 年 2 月まで

昭和 40 年 12 月 1 日から 43 年 4 月 19 日までA工務店に勤務していたが、①及び②の期間の厚生年金保険の加入記録が無い。43 年 4 月 20 日から 44 年 2 月までB社に勤務していたが、③の期間の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間も勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人はA工務店に勤務し、保険料の控除を受けていたと主張しているが、申立人には給与明細書等の資料は無く、当該事業所も昭和 60 年 12 月に全喪しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、社会保険事務所が保管する同工務店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名の記録は無く、整理番号にも欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間に同工務店に勤務していたこと、厚生年金保険に加入していたこと等を裏付ける同僚等関係者の証言を得ることもできないなど、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 41 年 1 月から 42 年 11 月まで

の間と、43年4月について、国民年金に加入し保険料を納付している。

加えて、雇用保険の加入状況をみると、同工務店での厚生年金保険加入記録と一致し、申立期間は未加入となっている。

申立期間③について、申立人はB社に勤務し、保険料の控除を受けていたとしているが、申立人には給与明細書等の資料は無く、当該事業所も昭和44年2月に全喪しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名の記録は無く、整理番号にも欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間に同社に勤務していたこと、厚生年金保険に加入していたこと等を裏付ける同僚等関係者の証言を得ることもできないなど、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和43年9月から56年12月までの間について、国民年金に加入し保険料を納付しているほか、社会保険庁の記録によれば、昭和43年9月9日に健康保険証を返納した旨の記録がある。

加えて、雇用保険の加入状況をみると、同社での厚生年金保険加入記録と一致し、申立期間は未加入となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から同年 12 月まで  
昭和 44 年 10 月から同年 12 月まで、A 市にあった B 社で正社員の修理工として勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録は無く、未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時一緒に勤務していた同僚の名前を覚えており、その同僚は、B 社の厚生年金保険被保険者となっていることから、申立期間当時、申立人は同社に勤務していたと認められる。

しかし、給与明細書等の資料は無く、事業所も保存期限経過により当時の資料は無いとしており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間について申立人の氏名の記録は無く、整理番号にも欠番は無い。

さらに、同社の当時の事務担当者に確認したところ、「採用後、2、3 か月の試用期間があり、入社してすぐに社会保険には加入していなかったと思う。」としている。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 59 年ごろから 63 年ごろまでのうち 5 か月  
②昭和 59 年ごろから 63 年ごろまでのうち 5 か月  
③平成元年ごろから 3 年ごろまでのうち 2 年程度

①の期間はA社に4、5か月ぐらい、②の期間はB社に4、5か月ぐらい、③の期間はC社に2年ぐらい勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたとしているが、勤務した時期を覚えていないほか、給与明細書等の資料も無く、事業所も既に全喪しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名の記録は無く、整理番号にも欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間に同社に勤務していたこと、厚生年金保険に加入していたこと等を裏付ける同僚等関係者の証言を得ることもできないなど、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人はB社に勤務していたとしているが、勤務した時期を覚えていないほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所で

はなく、法務局で法人登記簿を確認したが、同一名称、類似名称での登記は無い。

さらに、申立人が申立期間に同社に勤務していたこと、厚生年金保険料を事業主により控除されていたこと等を裏付ける同僚等関係者の証言を得ることもできないなど、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

申立期間③について、申立人はC社に勤務したとしているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、同社の元事業主に確認したところ、「申立人が在籍していたことは記憶があるが、具体的な時期等はわからない。申立人からできるだけ手取り額を多くしてほしいとの申し入れがあったため、厚生年金保険には加入していなかったと記憶している。」との証言が得られた。

さらに、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名の記録は無く、整理番号にも欠番は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。